

令和4年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月9日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年9月9日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕
7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 1 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項による合意解約届について
- ・ 報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出について
- ・ 議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 4 号 農地法の規定による事業計画変更申請について
- ・ 議案第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 6 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

起立、礼、それでは、ただ今から令和4年度第6回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

皆さん、おはようございます。9月になりますと、入ったばかりですが、朝から急に冷えてきてまして、湿気のない気持ちのいい涼しい風が吹いて過ごしやすい朝晩になっております。まだしばらくは暑い日が続くと思いますが、9月ですから秋ももう目の前にきております。9月は台風の月と言いますが、先日の11号台風、報道関係では、大きくて大きくてどうのこうのと心配をしておりましたが、どうにか九州を外れて東北の方に行きました。余風がちょっとひどかったなあと思いましたが、翌日私も長洲の田んぼとかハウスとか見て回りましたけれど、どこも異常もなかったように思います。よかったかなあと思います。しかし、今からまず台風の月ですから、日本の下には熱帯低気圧が二つも三つも出来ております。それが、九州にこなければいいけどなあと心配をしております。あと1ヶ月すると稲刈りが始まります。準備等で忙しいと思いますが、怪我のないようにまた病気をしないように頑張っていたきたいと思います。今日は、第6回定例会でございます。よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

それでは本日の欠席委員ですが、本日の委員の方は全員出席されております。中村推進委員が若干遅れるとの連絡が入っております。それと、城戸推進委員が欠席との連絡が入っております。本日の出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

(濱北会長)

それでは、ただいまから、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第10号 農地法第18条第6項による合意解約届について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地移動の届出について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地法の規定による事業計画変更申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農用地利用集積計画(案)について

を議題といたします。

長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は9番 木山委員 10番 増岡委員をお願いいたします。

早速 議事に入ります。1ページです。「報告第10号 農地法第18条第6項の規定に

よる合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号7番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ報告第10号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2ページです。「報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

(事務局長)

はい。報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積、権利取得日、取得した権利の種類及び取得した理由については議案書に記載のとおりです。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

この件について、何か質問等はないですか。

ないですか。

ありません の声

(濱北会長)

ないようですので、なければ報告第11号を終わります。

次に進みます。4ページです。「議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の4ページ5ページ、2件の許可申請が出ております。まず、受付番号6番です。議案書の6,7ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積5,342㎡農作業歴40年の経験があり、妻と2人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのこととです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、動噴1台、軽トラ1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で3分程度とのこととです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するとのこととです。

取得後の下限面積要件につきましては6,303㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の9番の木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9番 木山です。この場所はですね。腹赤小学校の南に行つて国道501の信号を南西の方角に約200m行ったところになります。身内に渡すということで、なんら問題はないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございます。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺ひます。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。いま木山委員から報告されまして、ここは分かれているように書いてありますけど、圃場整備で一枚もんになつてつてですね。耕作者は引き続き耕作されるということなので、荒れんということなのでなんら問題ないかと思ひます。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ採決をします。議案第23号 受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。8ページです。受付番号7番を議題といたします。

それでは、事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案書の8ページから9ページ、受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページ4ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積76,028㎡農作業歴10年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で3分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。

取得後の下限面積要件につきましては、78,480㎡であるため、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番 木山委員をお願いいたします。

(木山委員)

9番 木山です。ここの場所はですね。清源寺ファミリーマートの信号を南に約200m入って丁度真っ直ぐ行って右側に行ったら、BGがあります。その角になります。耕作者は変わらないということですので、何ら問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員にご意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。いま、木山委員が報告されました。耕作者する人は変わらないということですので、何ら問題はないかと思えます。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員 担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。

(増岡委員)

はい、耕作者は変わらずするという事で何ら問題はないかと思えますけれども、例えば彼が自分の所の近くを以前耕作するのでというんで購入されたところが いま、農地パトロールでまわって、 以前の方はきれいにしてたんですけども かぼちゃか何か植えるって言われてたんですけども植えていない草ぼうぼうになってるんですよ。昨日も再確認しました。

荒れないようにして欲しいなど、気をつけなきゃいけないかなと思えました。

(濱北会長)

ほかに ありませんか。

ないです の声

(濱北会長)

なければ採決をします。議案第 2 3 号 受付番号 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 7 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。今の件につきましては、増岡委員、電話で 1 回話をしてみるということで・・・

(濱北会長)

次に進みます。10 ページです。「議案第 24 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 24 号農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について次のとおり提出いたします。

この申請につきましては、平成 3 年 11 月 28 日付け熊本県指令玉名農第 495 号で事務所及び倉庫建築を条件に許可証が交付されていたものです。

許可業者は長崎県の建設会社でしたが、熊本県への進出を断念する結果となり、事業が遂行できない状態となっていたものです。

今回、隣接地に営業所を構える大阪府に本社がある運送業者より、駐車場が手狭となり、駐車場用地として売買の申出があったため、事業内容の変更について承認を求めるものでございます。

なお、この承認をいただいた後、議案第 25 号で、5 条申請の許可について再度審議をいただきますので申し添えておきます。

以上で議案第 24 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 4 番 中嶋委員にお願いいたします。

(中嶋委員)

4 番 中嶋です。この場所につきましてはですね。旧雄飛建設のマンションから長洲フェリーの方に行く途中の左側になります。浦川のちょっと手前になる場所ですね。ここはかなり前から荒れてたんで、この資料の写真を見ていただくと分かるように、低いところで、3m 高いところで 5m の木が生えているので、きれいにしていただければ非常に国道添いで荒れてましたんでいいんじゃないかと思えます。東側が建設会社の倉庫が建ってますし、南側は太陽光がありますし西側は太陽光で申請がでてましたので、なんら問題もなく管理していただければいいかなと思えます。 よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きましてと言うところですが、推進委員の中村推進委員が遅れますということでまだ来られてないので、中嶋委員の説明でいいですか。何か今の件で意見がありましたらどうぞ。

(濱北会長)

ないですか。 なければ 採決をしていいですか。

(濱北会長)

受付番号 1 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(濱北会長)

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 1 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。12 ページです。議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 12 ページ 13 ページと 14 ページから 15 ページ、受付番号 10 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 7 ページを併せてご覧

ください。

申請理由につきましては、送電線の鉄塔用地に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である為、第 1 種農地と判断しており、原則不許可になりますが例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、農地法第 4 条第 6 項第 1 号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第 4 条第 1 項第 2 号オの規定に基づき、電気事業に供する目的に使用されるため、不許可の例外に該当します。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 10 月 1 日より着工予定、令和 5 年 10 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、鉄塔の設備保全のための用地であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、施行中は最善の注意を払い工事に当たるとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応することです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号 10 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 4 番 徳永委員にお願いいたします。

(徳永委員)

4 番 徳永です。場所はですね。赤田公民館を北の方に 50m 程行きまして突き当たりを左に 20m 程曲がった所でいま鉄塔の立替工事が行われておりまして その鉄塔の保全ということで九電が確保するというところでございます。周辺への営農の影響はまったくないと思われまので、何も問題ないと思います。皆さん審議よろしくお願いたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の木原推進委員に意見を伺います。

(木原推進委員)

永方区の木原です。先ほど徳永委員が言われたようにですね。すぐ近くに写真を見られると分かるように鉄塔があります。この鉄塔を管理するために必要な車等を置かれるように購入されるのかなと思ひまして ちょうど高圧線の真下に当たるところです。今、この土地は売り地で看板が建てられておりますので、そのまま他の人が買われて何か建物が建った

ら、鉄塔の管理に何か支障があるから購入されたのかなと思います。特段周りに支障はないと思いますので、よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。

(濱北会長)

ないようですので、採決をしていいですか。

はい の声

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。議案 25 号 受付番号 10 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(濱北会長)

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 25 号 受付番号 10 番は原案のおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。16 ページです。受付番号 11 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案書の 16、17 ページ、受付番号 11 番になります。これは 先ほどの事業計画変更の議案に関係した案件になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場用地に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域(準工業地域)である為、第 3 種農地と判断しており、原則として許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 10 月 1 日より着工予定、令和 4 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、大型トラック等の駐車場のため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましては根抵当が設定されており、根抵当

権者からの同意書が添付されております。

整地したのちクラッシュランを敷き詰め西側境界部にはコンクリートブロックを設け、コンクリートブロックの手前に幅 24 センチほどの排水用 U 字溝を設けるとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのこと。

以上、受付番号 11 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 5 番 中嶋委員のお願いいたします。

(中嶋委員)

はい。中嶋です。先ほどしゃべりましたんで、なんら問題はないと思いますでよろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の中村推進委員にご意見を伺います。

(中村推進委員)

遅れてすみませんでした。先ほどの事はわかりませんが、ここは丁度駐車場の横で荒れてるから、荒れなくなるのでいいんじゃないかなと思います。あとは、よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

はい の声

(濱北会長)

なければ採決をいたします。議案 25 号 受付番号 11 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 25 号 受付番号 11 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、19 ページです。今日の最後です。「議案第 26 号 農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 26 号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、21 ページ 賃借権 4 件 7 筆 8,151 m²、22 ページ期間借地 1 件 1 筆 838 m² 23 ページ 使用貸借権 4 件 15 筆 9,284 m²、となっております。

以上、議案第 26 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。なければ、採決をいたします。

(濱北会長)

議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、何か 質問等がなにかございますか。

(杉本委員)

今年 農業委員になったんですけど、役場の方というか農業委員会の方に言って欲しいことがあるんですけど、JR 沿いの草木を整備して欲しいんですよ。年に 1 回くらいするかしないか。やり取りで言われたとこだけするという感じが見受けられると。今 現状でいくと塩屋から平原に入ってくる、トンネルみたいになっとなとこに蔓がたれてみっともなかと思うとですよ。長洲町に仕事に入って来られる方に、長洲町の顔て思うとですけど・・・

(杉本委員)

それに伴って私たちが借りとする農地の横も JR の土地のあつとですけど、竹の覆いかぶさつとるとこのあつとですけど、地主さんか JR に年に 1 回でんよかけん管理して欲しかつとですけど・・・

(事務局長)

どこまで、役場から言えるかわかりませんが。農業委員会からこういう意見が出たということは JR に伝えたいと思います。

(濱北会長)

なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いいたします。

1 利用状況調査について

(濱北会長)

ほかはないようですので、これもちまして、令和 4 年度第 6 回長洲町農業委員会定例

総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 38 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印